

### 3 健康づくり

#### (1) 大津市国民健康保険保健事業

##### ① 特定健康診査

**対象者** 当該年度において40歳以上75歳未満の大津市国民健康保険被保険者

**実施期間** 令和2年7月から令和3年1月31日まで

**健診内容** 基本項目（問診、身体計測、血圧、血液検査、尿検査）

追加項目（血液検査、尿検査）

詳細項目（心電図検査、眼底検査、貧血検査）※該当者のみ実施

(受診者数)

(令和2年度)

対象者数(人) ※	受診総数(人)※			法定報告(人・%)		
	合計	集団健診	個別健診	対象者	受診者	受診率
51,083	16,170	1,051	15,119	47,789	15,523	32.5

※対象者数及び受診総数については、年度途中で資格喪失した者等を含む

##### ② 特定保健指導

**対象者** 特定健康診査または大津市国民健康保険人間ドック費用助成を受けて受診した人間ドックの結果、特定保健指導の基準に該当する者。

**実施方法** 個別法式で県内実施医療機関、市が委託する実施機関、市において随時実施。

(実施状況)

(令和2年度)

対象者人数(人)			終了者・実施率(人・%)					
合計	動機付け支援	積極的支援	動機付け支援		積極的支援		合計	
			終了者	実施率	終了者	実施率	終了者	実施率
1,650	1,294	356	287	22.2	49	13.8	336	20.4

##### ③ 生活習慣病重症化予防事業（医療が必要な健診結果の人に対する受診勧奨）

**対象者** 《血糖》特定健康診査のHbA1c（NGSP値）の値が6.5%以上で医療機関未受診者

《血圧》収縮期血圧160mmHg以上または拡張期血圧が100mmHg以上で医療機関未受診者

**実施方法** 訪問、電話、文書送付による医療への受診勧奨と生活改善等の保健指導。訪問後にレセプトにより医療機関の受診を確認。

(実施状況)

(単位：件)

(令和2年度)

検査項目	評価対象者数	面談指導	電話指導	文書指導	医療受診者
血糖	41	6	12	30	
血圧	316	13	45	284	



##### ④ 糖尿病性腎症重症化予防事業

**対象者** 特定健康診査の受診結果から糖尿病性腎症第3期に該当する者。

**実施方法** 保健師（すこやか相談所を含む）と管理栄養士による、訪問や面談、電話等による保健指導。対象者は4回に分けて抽出している。（11月・1月・4月・5月）

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、2回目と3回目を一緒に対象者抽出を行い、事業利用募集を行った。

(実施状況)

(令和3年度)

対象者抽出時期	対象者数(人)	実施数(人)
1回目：10月	24	2
2回目・3回目：4月	79	4
4回目：5月	3	-

⑤ 重複・頻回受診者等訪問事業

対象者 《重複受診》連続する3か月間に毎月5医療機関以上の外来受診を継続する者で受診内容に重複がある者

《頻回受診》同一医療機関（診療科）において、連続する3か月間に毎月20日以上外来受診を継続する者（人工透析は除く）

《重複服薬》連続する3か月間に、毎月2箇所以上の医療機関より、同一薬効の薬剤を受けている者

実施方法 看護師による訪問や面談、電話等による保健指導。6月から7月に実施。

(実施状況)

(令和3年度)

重複・頻回受診者指導数(人)			睡眠薬重複者指導数(人)			指導効果		
面談指導	電話指導	文書指導	面談指導	電話指導	文書指導	改善者数(人)	医療費(円)	日数(日)
1	3	4	1	8	9	7	85,971	84

⑥ 栄養相談

対象者 国民健康保険被保険者

実施方法 予約制により実施

(実施状況)

(令和3年度)

合計(件)	面談	電話	文書
4	4	-	-

(2) 栄養相談

3日分の食事記録をもとに、栄養バランスや生活習慣病を予防する食事のことなどをアドバイスしている。

料金は無料で20歳以上の市民を対象としている。

(実施状況)

(令和3年度)

合計(件)	面談	電話
5	-	5

(3) 健康推進員関係事業

① 健康推進員養成講座

健やかで充実した生活を営むためには、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚と認識を深め、日常生活において実践することが重要である。これには、市民の自発的な意思によって組織的な健康づくりを推進する地域ぐるみの活動が必要であり、本講座は、そのリーダーとなって実践できる健康推進員を養成するため、啓発普及、指導を行うために必要な基礎知識を修得する場として開設している。なお、本講座は、平成8年度まで県の事業として実施していたが、市町村への権限移譲に伴い、平成10年度から本市において実施している。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

② 健康づくり事業

健康づくり推進事業は、健康推進員(427人 令和3年4月現在)で組織されている大津市健康推進連絡協議会に委託し実施している。市民を対象に、住民の健康づくりを推進し、健康寿命を延伸することを目的に活動している。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、市民を集めるような活動は行わなかった。

1) 食育推進事業

健康づくりのためのよりよい食生活習慣の徹底のため望ましい食生活のあり方について啓発活動を行う。

2) 身体活動・運動推進事業

ウォーキング、体操、ゲーム等により、日常生活の活発化や運動を習慣づけるための啓発活動を行う。

### 3) 生活習慣改善事業

栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善のための啓発活動を行う。

### 4) 声かけ事業

各種健診の受診勧奨、健康づくりのための助言などを行い、健康に対する意識の向上に努める。

### 5) 自主学習会

会員の資質向上をはかるための学習会を実施する。

### ③ 健康推進員会員研修

健康推進員を対象に、地域の健康づくりリーダーとしてさらに充実した活動を推進するための研修を実施している。

### ④ 運動専門研修会

年々、市民のスポーツに対する関心が高まっている中で、地域に根ざした正しい運動普及活動を進めるため、健康推進員に対してより具体的な技術の研修を実施している。

### ⑤ 栄養専門研修会

地域に根ざした食生活改善活動を進めるため、健康推進員に対して、栄養に関する基本的事項を習得してもらう目的で実施している。

令和3年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

## 4 健康おおつ21（第2次計画）

健康おおつ21（第2次計画）は、平成25年度から令和4年度までの10年間の計画期間とする、健康増進法に基づく本市の健康増進計画であり、国の基本方針や滋賀県の「健康いきいき21－健康滋賀推進プラン－」との整合を図り、平成24年度に策定した。なお、令和3年度に国の健康日本21（第2次計画）の計画期間が延長されたことに伴い、本計画についても令和5年度まで計画期間を1年間延長した。

### （1）計画の基本的な方向

#### ① 基本理念

みんなで取り組む、生き生きと笑顔で暮らせる、健康なまちづくり

#### ② 計画の目標

基本理念の実現を目指し、健康寿命の延伸を図るため、以下の4つの目標を定めている。

- ・生活習慣及び社会環境の改善（施策分野：栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康）
- ・主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防（施策分野：がん、循環器疾患、糖尿病、COPD）
- ・社会生活を営むために必要な機能の維持・向上（施策分野：こころの健康、次世代の健康、高齢者の健康）
- ・健康を支え、守るための社会環境の整備（施策分野：民間事業者・団体との連携）

### （2）計画の推進

計画で推進する施策については、数値目標を定め、それにより進捗状況を把握する。また、推進にあたっては、健康に関する関係機関等の相互の連携を強化し、それぞれの役割を明確にし、市民主体の健康づくり活動が推進されるような連携・協働体制の確立を目指し、大津市健康おおつ21（第2次計画）推進会議を設置し、各事業の推進及び計画の進捗管理について調整及び協議等を行っている。

### （3）シンボルマーク

平成14年の計画策定時に決定したシンボルマークについて、平成24年度に愛称を公募し、「おおつ げんき丸」に決定した。

この愛称には、「大津の人々が健康で、ここにこ「花マル笑顔」で過ごしてくれることを願っている、元気な子。」という意味が込められている。

今後、より多くの市民の皆さんに健康づくりに取り組んでいただけるよう、シンボルマークとともに活用する。



健康おおつ21シンボルマーク  
おおつ げんき丸

## 5 食育推進

### (1) 大津市食育推進計画の策定

本市においては、食育推進基本計画に基づき平成20年4月から「大津市食育推進計画」を策定し様々な食育関連事業に取り組んでいる。

市民一人ひとりが食育を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践できるよう、市民や関係団体との協働の下、さらなる推進を図る。

- 【経緯】 平成20年4月 「いのちをはぐくむ大津市食育推進計画」策定  
 平成24年3月 「第2次いのちをはぐくむ大津市食育推進計画」策定  
 平成29年3月 「第3次いのちをはぐくむ大津市食育推進計画」策定

### (2) 大津市食育推進計画における数値目標

基本理念に基づき、健康・環境・伝統の3つの柱の目指す姿を掲げ、目標値を設定し、食育を推進する。

#### 【食育推進に向けた目標】

具体的な目標値		策定時直近値 (平成27年度)	目標値 (令和4年度)	令和3年度
健康	①食育に関心を持っている市民の割合			
	1 食育に関心を持っている市民の割合の増加	64.1%	90%以上	81.3%
	2 食育関連事業数の増加	498件	530件	319件
	②朝食を欠食する市民の割合の減少			
	3 女性(4か月児の母親)	7.9%	3%以下	9.2%
	4 男性(20~40歳代の男性)	19.1%	15%以下	25.4%
	5 子ども(小学5年生)	12.5%	0%	4.9%
	6 子ども(中学2年生)	14.1%	0%	4.7%
	③自分の体(健康状態)に関心をもつ市民の割合の増加			
	7 主食、主菜、副菜を組合せた食事を心がけている市民の割合の増加	48.2%	60%以上	81.1%
	8 特定健康診査の受診率の増加	37.0%	48%以上	-
④適正な体重を維持している市民の増加				
9 BMIが25.0を超える40~64歳男性の割合の減少	34.7%	30%以下	-	
10 BMIが18.5未満の20~39歳女性の割合の減少	21.5%	15%以下	19.3%	
⑤歯を大切にしている市民の増加				
11 大人(歯周病検診の受診率の増加)	5.0%	6%以上	6.0%	
環境	①体験を通して自然の恵みに感謝する・環境に配慮する市民の増加			
	12 環境に配慮した食生活を送っている市民の割合の増加	85.4%	90%以上	97.2%
	13 農水産物を体験する市民の増加	11,056人	11,600人	18,167人
	②学校給食における地場産物を使用する割合の増加			
	14 食材数ベース(市内産・県内産)	24.0%	25%以上	22.5%
	15 食材数ベース(国内産)	73.8% ※H28	75%以上	76.7%
③食品の安全性や衛生に関する基礎的な知識や食品を選択する知識を持っている市民の増加				
16 関連事業に参加する市民の増加	11,292人	11,500人	17,183人	
伝統	①食文化や行事食を大切にしている市民の増加			
	17 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす	8.2回	10回以上	8.1回
	②地域の食文化を伝承する市民の増加			
	18 地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を伝承している市民の増加	35.2%	50%以上	38.7%
	③食育の推進に関わるボランティア活動に関心のある市民の増加			
19 健康推進員養成講座の年間受講者数の増加	30人	36人	22人	
20 食育の推進に関わるボランティアの増加	2,923人	3,100人	2,080人	

(3) 栄養・食に関する取組実施状況調査

大津市食育推進計画の進捗管理のため、栄養・食に関する取組実施状況について、関係団体及び庁内関係部署に対し、調査を実施した。

令和3年度 栄養・食に関する取組み状況調査結果

【対象者別事業数】

対 象	計
① 子 ども	61
② 親 子	49
③ 若 者 (中高生・大学生の年代)	9
④ 高 齢 者	45
⑤ 一 般	155
合 計	319

【内容別事業数】 ※重複回答

3つの柱	活動の重点テーマ(取り組みの方向性)	計
健 康	(1) 健康寿命の延伸を目指す健全な食生活の実践	261
	①正しい「食」の知識の普及啓発のための情報提供	137
	②望ましい食習慣や知識の習得	56
	③生活習慣病の発症予防と重症化予防のための取組	31
	④子どもの肥満・やせの予防、高齢者の低栄養予防のための取組	29
	⑤歯科保健活動における食育の推進	8
環 境	(2) 食の循環や環境を意識した食生活の実践	76
	①農水産業を体験する取組	25
	②安全・安心な地元農水産物を確保する取組	7
	③食べ残しや食品廃棄を減らす取組	14
	④食の安全に関する正しい知識を持ち、「食を選択する力」を身に付けるための取組	30
伝 統	(3) 食文化の継承に向けた食育の実践	76
	①コミュニケーションをとりながら食事をする機会の提供、啓発	27
	②郷土料理、行事食等を伝える取組	34
	③ボランティア活動を支援する取組	15

(4) 大津市食育推進ネットワーク会議

大津市内で食育活動に取り組んでいる団体等が一体となって食育を推進することを目的に、大津市食育推進ネットワーク会議を開催した。

開催日	内 容	構 成 員 所 属	
令和3年8月31日 ※会議中止により 書面による意見 照会を実施	・食育推進計画に係る市民 意識調査の実施について	関係機関・団体等 (1)志賀郷土料理研究会 (2)愛育食育スイーツクラブ (3)大津地域青年農業者クラブ 季楽里 (4)近江舞子グループ (5)北比良グループ (6)大津市PTA連合会 (7)大津市地域女性団体連合会 (8)大津市健康推進連絡協議会 (9)滋賀県栄養士会 (10)大津調理師会 (11)大津市食品衛生協会 (12)大津市社会福祉協議会 (13)龍谷大学 (14)滋賀短期大学 (15)滋賀大学 (16)滋賀の食事文化研究会 (順不同)	庁内関係課 (1)幼保支援課 (2)福祉指導監査課 (3)やまびこ総合支援センター (4)子育て総合支援センター (5)福祉政策課 (6)農林水産課 (7)環境政策課 (8)廃棄物減量推進課 (9)学校給食課 (10)学校教育課 (11)健康推進課 (12)保健総務課 (13)衛生課
令和3年12月21日 令和3年12月28日 ※2日に分けて開催	・食育に関する市民意識調 査の実施について ・食育推進計画の進捗状況 について ・今後の取り組み及びスケ ジュールについて	(1)志賀郷土料理研究会 (2)愛育食育スイーツクラブ (3)大津地域青年農業者クラブ 季楽里 (4)近江舞子グループ (5)北比良グループ (6)大津市PTA連合会 (7)大津市地域女性団体連合会 (8)大津市健康推進連絡協議会 (9)滋賀県栄養士会 (10)大津調理師会 (11)大津市食品衛生協会 (12)大津市社会福祉協議会 (13)龍谷大学 (14)滋賀短期大学 (15)滋賀大学 (16)滋賀の食事文化研究会 (順不同)	(1)幼保支援課 (2)福祉指導監査課 (3)やまびこ総合支援センター (4)子育て総合支援センター (5)福祉政策課 (6)農林水産課 (7)環境政策課 (8)廃棄物減量推進課 (9)学校給食課 (10)学校教育課 (11)健康推進課 (12)保健総務課 (13)衛生課

## 6 食環境整備

### (1) 国民健康・栄養調査

国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため、国の委託を受け、健康増進法に基づき実施している。

※新型コロナウイルス感染症拡大のため中止

### (2) 給食施設指導業務

喫食者の栄養管理に努め、市民の栄養改善、健康増進の維持向上が図られるよう給食施設を把握するとともに、給食施設設置者及び給食関係者に対して適切な指導を行うため、健康増進法及び大津市特定給食施設等指導実施要綱に基づき、集団指導、個別指導、調査等を実施している。

#### ① 給食施設及び管理栄養士・栄養士配置状況

(令和3年6月現在)

施設種別	特定給食施設				多数給食施設				計
	管理栄養士のみ	どちらもある	栄養士のみ	どちらもいない	管理栄養士のみ	どちらもある	栄養士のみ	どちらもいない	
学校	3	3	-	7	-	-	1	5	19
病院	5	7	-	-	3	-	-	-	15
介護老人保健施設	1	1	-	-	3	2	-	-	7
老人福祉施設	3	8	-	-	5	4	1	5	26
児童福祉施設	5	9	16	14	5	9	15	22	95
社会福祉施設	2	-	-	1	4	-	-	7	14
事業所	3	-	7	11	-	-	-	12	33
寄宿舎	-	1	-	1	-	-	1	3	6
矯正施設	1	-	-	-	-	-	-	-	1
自衛隊	1	-	-	-	-	-	-	-	1
一般給食センター	1	-	-	-	-	-	-	-	1
その他	1	-	2	-	-	-	3	20	26
計	26	29	25	34	20	15	21	74	244

※特定給食施設：特定かつ多数の人に対して、継続的に1回100食以上または1日250食以上の食事を供給する施設

※多数給食施設：特定かつ多数の人に対して、継続的に1回20食以上または1日50食以上の食事を供給する施設

#### 給食施設調査状況

(令和3年6月1日現在)

実施期間	対象	内容	施設数
令和3年6月	特定給食施設及び多数給食施設	栄養管理報告書 ※健康増進を目的とした施設については肥満・やせの割合を把握	244

#### ② 集団指導（研修会）

※新型コロナウイルス感染防止のため開催中止

③ 個別指導（巡回施設数）

（令和4年3月末現在）

施設種別	学校	病院	介護老人保健施設	老人福祉施設	児童福祉施設	社会福祉施設	事業所	寄宿舍	矯正施設	自衛隊	一般給食センター	その他	計
施設数	20	15	7	29	95	15	34	6	1	1	1	27	251
巡回施設数	-	-	-	5	10	3	-	-	-	-	-	-	18
電話施設数	1	-	1	2	3	1	-	-	-	-	-	-	8

(3) 管理栄養士学生臨地実習受入れ

管理栄養士養成施設の学生を受入れ、臨地実習（公衆栄養学）を実施している。

実習期間	養成施設名	人数
5日間(令和3年7月1日～12月24日)	滋賀県立大学	5
	龍谷大学	5

(4) 相談状況

健康増進法・食品表示法に基づく表示に関する指導及び専門的な栄養指導を実施している。

① 健康増進法（第65条第1項）関係（令和4年3月末現在）

相談件数	5件
------	----

② 食品表示法（保健事項）関係（令和4年3月末現在）

相談件数	11件
------	-----

③ 専門的な栄養指導（令和4年3月末現在）

相談件数	1件
------	----

## 7 地域・職域連携推進

生活習慣病を予防し健康寿命の延伸を図るには、個々人の主体的な健康づくりへの取組に加え、地域や職域等の関係機関による健康管理の支援が必要である。

そのため、自治体、事業者の関係者が相互に情報交換を行い、保健事業に関する共通理解を深め、それぞれが有する保健医療資源の相互活用や保健事業の共同実施により連携体制を構築することを目的として、地域・職域連携推進会議を開催している。

### 大津市地域・職域連携推進担当者会議の開催状況

開催日	場所	内容	企業及び団体名
平成 31 年 3 月 13 日	大津市保健所	(1) 平成 30 年度地域・職域連携推進 連携関係者会議（報告） (2) 大津市における健康づくりに関 する取組みについて ①健康おおつ 21（第 2 次計画）中間 評価について ②健康おおつ 21 応援団推進事業に ついて ③国民健康保険の被保険者の健診 情報について ④健康推進アプリ BIWA-TEKU の取り 組みについて (3) 滋賀県における健康づくりに関 する取組みについて (4) 情報交換 各機関の取組みに ついて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀産業保健総合支援センター</li> <li>・大津商工会議所</li> <li>・株式会社滋賀銀行</li> <li>・関西電力株式会社</li> <li>・東レ株式会社</li> <li>・ルネサス セミコンダクタ マニユ            ファクチュアリング株式会社</li> <li>・滋賀県農協健康保険組合</li> <li>・大津市健康推進連絡協議会</li> <li>・大津労働基準監督署</li> <li>・全国健康保険協会 滋賀支部</li> <li>・滋賀県健康寿命推進課</li> <li>・大津市保健所(保健予防課、健康推            進課、衛生課)</li> </ul>

※令和元年度から令和 3 年度の会議については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止したため、平成 30 年度の会議について参考に掲載する。

## 8 歯科保健

歯の健康は、食事をおいしく食べる、会話を楽しむなど、豊かで質の高い生活を送るために重要であることから、各ライフステージに応じた歯科保健事業を実施している。

### (1) 歯科保健推進協議会

市民の生涯にわたる歯科保健推進のため、平成12年6月1日に同協議会を設置し、年1回開催している。

### (2) 母子歯科保健

#### ① 10か月児健診、赤ちゃん相談会

昭和50年7月から4か月児健診の中で歯の萌出状況や哺乳瓶（母乳）とう蝕の関係を主とした歯科保健指導を実施してきたが、歯の萌出数も少なく歯に対する関心度も低いため、昭和54年4月から10か月児を対象に実施している。なお、平成8年度からは赤ちゃん相談会の中で歯についての相談にも対応している。

#### ② 1歳9か月児健診

健康センターを開設した昭和46年から2歳6か月児を対象に歯科保健指導、歯科健診、歯磨き指導、フッ化物塗布を行ってきたが、2歳6か月児ではすでにう蝕のある幼児が42%もあったため、昭和55年1月から対象を2歳児に引き下げた。平成9年度からは母子保健法の改正により1歳9か月児で実施している。

#### 1) 受診人数

対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	フッ化物塗布数(人)
3,066	2,736	89.2	2,584

#### 2) う蝕罹患型

(単位：人)

01型	02型	A型	B型	C型
2,350	349	34	2	1

※う蝕罹患型 O1型：う蝕なし O2型：う蝕なし（近い将来う蝕になる不安のある者）

A型：う蝕あり（軽度） B型：う蝕あり（中等度） C型：う蝕あり（重度）

#### 3) う蝕罹患率

(単位：%)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1.2	1.4	0.8	1.7	1.4

#### 4) 不正咬合

(単位：人)

なし	あり						
		反対咬合	上顎前突 過蓋咬合	開咬	そう生	正中離開	その他
2,143	593	146	192	140	61	-	54

### ③ 2歳6か月児健診

昭和60年の3歳児健診(3歳6か月児)でう蝕のある幼児が63%あり、2歳児(21%)と比べると約3倍に増えていたことから、昭和61年4月より乳歯列の完了期である2歳6か月児をとらえて、歯磨き指導、歯科健診、フッ化物塗布及び歯科保健指導を実施している。

#### 1) 受診人数

対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	フッ化物塗布数(人)
3,018	2,643	87.6	2,460

#### 2) う蝕罹患型

(単位:人)

0型	A型	B型	C型
2,475	132	27	9

#### 3) う蝕罹患率

(単位:%)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
4.6	4.5	4.4	5.7	6.4

#### 4) 不正咬合

(単位:人)

なし	あり						
		反対咬合	上顎前突 過蓋咬合	開咬	そう生	正中離開	その他
2,161	482	121	151	104	43	1	62

### ④ 3歳6か月児健診

平成9年度から母子保健法の改正により市で実施している。内容も歯科健診のみでなく歯磨き指導、フッ化物塗布及び歯科保健指導を加えう蝕の減少を目指している。

#### 1) 受診人数

対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	フッ化物塗布数(人)
2,920	2,577	88.3	2,370

#### 2) う蝕罹患型

(単位:人)

0型	A型	B型	C1型	C2型
2,257	218	79	1	22

#### 3) う蝕罹患率

(単位:%)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
11.4	12.2	11.2	15.0	12.4

#### 4) 不正咬合

(単位:人)

なし	あり						
		反対咬合	上顎前突 過蓋咬合	開咬	そう生	正中離開	その他
1,973	604	134	196	145	33	4	92

⑤ 地域歯科保健推進研修会（お口からはじまる健康づくりセミナー）

歯科保健の向上に必要な知識の普及のため平成20年度までは県が開催していたが、中核市への移行に伴い平成21年度より市が開催している。※感染防止策として2部制で実施。

日 時 令和3年10月20日（水）  
1部:9時15分～10時15分、2部:11時～12時  
対 象 者 乳幼児を子育て中の方  
テ ー マ 「親子で健康 歯っぴーセミナー」  
参加人数 35名（大人19名、子ども16名）

（3）成人歯科保健

① 歯周病検診（30歳・35歳・40歳・45歳・妊婦）

生涯を通じた口腔の健康管理のため、定期歯科健診を受診するきっかけとなることを目的に実施している。平成13年度より40歳・50歳を対象に事業を開始し、平成16年・17年度は対象枠を60歳・70歳まで拡大し集団検診も実施した。平成18年度から平成23年度にかけては対象を40歳・50歳に変更、平成24年度には対象を若年層に絞り35歳・40歳・45歳で実施した。さらに平成28年度より30歳を対象に追加し実施している。

妊婦については、平成16年度から平成19年度までは妊婦歯科相談として実施し、平成20年度からは市内登録歯科医療機関にて実施している。

対 象 者 30・35・40・45歳の市民および妊婦（市民）※同一人について年1回  
実施内容 問診、口腔内診査、う蝕活動性試験（RDテスト）、検診結果の判定、  
歯科保健指導  
実施場所 歯周病検診実施歯科医療機関  
検診料金 700円（生活保護又は市民税非課税世帯の者、大津市国民健康保険加入者は無料）

1) 受診人数

（単位：人）

年代	30歳		35歳		40歳		45歳		妊婦	合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女		男	女
受診者数	48	126	46	103	49	94	39	92	517	182	932
総数	174		149		143		131			1,114	

2) 判定区分

（単位：人）

年代	30歳	35歳	40歳	45歳	妊婦
異常なし	10	5	7	4	23
要指導	47	47	38	40	158
要精密検査	117	97	98	87	336

（4）障害者（児）歯科保健

① 障害児巡回歯科保健指導

中核市に移行した平成21年度より、療育教室での歯科健診及び歯科保健指導を実施している。

指導内容 1回目・・・プラークテスト、衛生教育、フッ化物塗布  
2回目・・・歯科健診、プラークテスト、衛生教育、フッ化物塗布  
3回目・・・保護者向け歯科講話  
対 象 者 市が実施している地域療育教室等に通う幼児及びその保護者  
実施回数 各療育教室年3回（やまびこ総合支援センターは夏期・秋期のみ）

### 1) 受診人数

区 分	(1回目) 歯科指導			(2回目) 歯科健診・歯科指導		
	対象者数(人)	受診人数(人)	受診率(%)	対象者数(人)	受診人数(人)	受診率(%)
やまびこ総合支援センター	47	43	91.5	57	51	89.5
北部子ども療育センター	31	27	87.1	29	25	86.2
東部子ども療育センター	34	31	91.2	39	37	94.9

### 2) う蝕罹患型

(単位:人)

区分	01型	02型	A型	B型	C1型	C2型
やまびこ総合支援センター	48	1	2	-	-	-
北部子ども療育センター	23	-	2	-	-	-
東部子ども療育センター	34	3	-	-	-	-

### 3) う蝕有病者率

(単位:%)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
やまびこ総合支援センター	2.0	10.6	6.4	3.8	3.9
北部子ども療育センター	20.0	18.5	7.4	16.0	8.0
東部子ども療育センター	9.7	18.9	15.6	3.3	-

### ② 障害者(児) 歯科保健研修会

障害者(児)が地域の身近な歯科医療機関で安心して受診できる体制づくりを推進するために、平成22年度より開催している。

日 時 令和4年2月17日(木)

対 象 者 一般社団法人天津市歯科医師会委員とその医院のスタッフ

テ ー マ 「病院歯科における麻酔管理下歯科治療」

参加人数 53名

### ③ 障害児受診支援のための歯科医院リスト

障害児が歯科保健医療サービスをその生活圏内で安心して受けることができるための体制整備を目的に、天津市歯科医師会と連携し平成27年度より運用を開始している。

登録歯科医療機関 42件

### (5) 歯と口の健康週間事業

6月4日から10日までの間、全国的に展開される「歯と口の健康週間事業」に合わせ、歯の衛生に関する正しい知識の普及啓発を目的に天津市歯科医師会・天津市・滋賀県歯科衛生士会の共催により「歯科健診とフッ化物塗布」、「親子でいい歯コンクール」、「歯の健康フェア」を実施している。

\*新型コロナウイルス感染拡大のため中止

#### ① 歯科健診とフッ化物塗布

#### ② 親子でいい歯コンクール

#### ③ 歯の健康フェア(おおつ健康フェスティバルの歯科医師会コーナーの中で実施)

### (6) 歯科相談(訪問及び電話、来所)

乳幼児健診未受診者への居宅訪問や、市民からの歯科相談について対応している。訪問歯科診療希望者には医療として歯科主治医または地域の訪問歯科診療協力医が対応しており、必要に応じて医療機関の案内及びコーディネートを行っている。

#### ① 訪問歯科相談

(単位:人)

区 分	乳幼児	児童・生徒
実人数	3	1
延人数	3	1

② 電話・来所歯科相談

(単位：人)

区 分	総数	乳幼児	児童・生徒	成人	高齢者
電話相談	16	7	2	4	3
来所相談	8	6	-	-	2

(7) 歯科保健に関する出前講座・健康教育

歯科衛生士が地域に出向き、歯・口の健康に関する講話を行う。

区 分	成人	母子
実施回数(回)	1	1
参加人数(人)	10	7

(8) フッ化物洗口プロジェクト

① プロジェクト会議の実施

フッ化物洗口の実施方法などについて、専門家等により意見を伺うため、プロジェクト会議を開催する。  
また、大津市歯科保健推進協議会にて進捗状況の報告を行う。

ア メンバー

医師会、歯科医師会、薬剤師会、小学校校長会代表、小学校養護教諭代表、保育代表者、幼児教育代表者

イ 事務局

学校教育課、幼保支援課、健康推進課

ウ 協議内容

- ・フッ化物洗口実施にかかる関係者の情報共有
- ・フッ化物洗口実施に向けての専門家や現場からの意見と集約
- ・フッ化物洗口実施の課題、問題点の情報共有
- ・フッ化物洗口実施の課題、問題点の解決に向けて方策検討

② 学校教育課

学校でのフッ化物洗口の施行による評価、経費の調整、教員や保護者への説明などを行う。

ア 令和4年度中にモデル校の1年生にフッ化物洗口を試行的に導入し、学校現場の課題や安全に実施できる方法を検討しつつ、具体的な開始時期については今後検討していく。

③ 幼保支援課

保育園・幼稚園・子ども園でのフッ化物洗口の実施や評価、経費の調整、職員への研修や保護者への説明などを行う。

ア 小学校での取り組みと連動する形で、プロジェクト準備会議での検討結果やモデル園での水うがいの実施状況なども踏まえて、フッ化物洗口の実施や導入時期、また、民間への拡充などについて検討を行う。

④ 健康推進課

フッ化物洗口の助言や支援、歯科保健推進協議会において報告を行う。

## 9 すこやか相談所活動状況

### (1) 設置目的及び状況

すこやか相談所は、保健師、ヘルスアドバイザー（非常勤保健師）及び助産師を地域の拠点となる施設に配置し、市民により身近なところで相談や助言などの保健サービスを提供することによって、市民の保健福祉の向上を図ることを目的に設置している。また、各すこやか相談所には高齢者の介護の相談窓口である地域包括支援センターが併設されている。

名称	和邇すこやか相談所	堅田すこやか相談所	比叡すこやか相談所	中すこやか相談所
場所・電話	和邇高城 12 和邇文化センター内 594-8023	本堅田三丁目 17-14 堅田市民センター前 574-0294	坂本六丁目 1-11 坂本市民センター別館 578-8294	浜大津四丁目 1-1 明日都浜大津 5 階 528-2941
担当学区	小松、木戸、和邇、小野	葛川、伊香立、真野、真野北、堅田、仰木、仰木の里、仰木の里東	雄琴、日吉台、坂本、下阪本、唐崎	滋賀、山中比叡平、藤尾、長等、逢坂、中央
人口	21,304 人	49,012 人	48,587 人	52,119 人
世帯数	9,527 (2.24 人/世帯)	21,435 (2.29 人/世帯)	21,971 (2.21 人/世帯)	25,181 (2.07 人/世帯)
65 歳以上	7,567 人 (35.5%)	13,776 人 (28.1%)	13,048 人 (26.9%)	15,048 人 (28.9%)
職員	<健康推進課> 保健師 ヘルスアドバイザー 助産師 <長寿政策課> 地域包括支援センター  所長 他 2 人 1 人 (週 5 日)  6 人	所長 他 3 人 1 人 (週 5 日) 助産師 1 人  9 人 (葛川、伊香立、真野、真野北除く)	所長 他 2 人 1 人 (週 5 日)  8 人	所長 他 3 人 1 人 (週 5 日) 助産師 2 人  10 人 (滋賀、山中・比叡平除く)
開所日	平成 18 年 3 月 20 日	平成 5 年 4 月 7 日	平成 8 年 8 月 1 日	平成 10 年 7 月 1 日

名称	膳所すこやか相談所	南すこやか相談所	瀬田すこやか相談所	総数
場所・電話	膳所二丁目 5-5 さがみ川老人憩の家 併設 522-1294	南郷一丁目 14-30 南老人福祉センター 併設 534-0294	大江三丁目 2-1 瀬田市民センター内 545-0294	7 か所
担当学区	平野、膳所、富士見、晴嵐	石山、南郷、大石、田上	上田上、青山、瀬田、瀬田東、瀬田南、瀬田北	37 学区
人口	61,132 人	34,278 人	77,385 人	343,817 人
世帯数	27,805 (2.20 人/世帯)	15,436 (2.22 人/世帯)	32,951 (2.35 人/世帯)	154,306 (2.22 人/世帯)
65 歳以上	16,230 人 (26.5%)	11,320 人 (33.0%)	16,585 人 (21.4%)	93,574 人 (27.2%)
職員	<健康推進課> 保健師 ヘルスアドバイザー 助産師 <長寿政策課> 地域包括支援センター  所長 他 4 人 2 人 (週 5 日) 助産師 2 人  10 人 (富士見、晴嵐除く)	所長 他 2 人 2 人 (週 3 日)  7 人	所長 他 4 人 5 人 (週 5 日) 助産師 1 人  9 人 (瀬田北、瀬田東除く)	所長 7 人 他 20 人 13 人 助産師 6 人  59 人
開所日	平成 10 年 4 月 3 日	平成 6 年 4 月 4 日	平成 4 年 4 月 9 日	-

※人口は、令和 4 年 3 月 31 日現在（資料）大津市市政情報課

## (2) すこやか相談所活動状況

(単位：人・回)

項目・すこやか相談所			和邇	堅田	比叡	中	膳所	南	瀬田	総数	
健康相談 (延人数)	すこやか 相談所	来所	母子関係	212	556	434	390	489	211	302	2,594
			母子手帳	90	357	290	518	269	168	678	2,370
			成人・老人	27	1	23	2	55	6	-	114
			精神関係	25	11	17	6	23	7	55	144
			小計	354	925	764	916	836	392	1,035	5,222
		電話	母子関係	34	85	95	193	386	208	548	1,549
			成人・老人	14	13	3	14	50	14	46	154
			精神関係	35	431	41	22	687	92	345	1,653
			小計	83	529	139	229	1,123	314	939	3,356
	①すこやか相談所小計			437	1,454	903	1,145	1,959	706	1,974	8,578
	市民 センター等	②来所		-	-	-	15	93	-	123	231
③その他の健康相談			115	0	158	41	132	51	5	502	
健康相談合計 (①+②+③)			552	1,454	1,061	1,201	2,184	757	2,102	9,311	
訪問活動 (延人数)		母子関係	107	205	205	204	371	168	333	1,593	
		精神関係	56	4	22	6	75	29	72	264	
		その他	6	2	9	9	26	18	13	83	
訪問活動合計			169	211	236	219	472	215	418	1,940	
成人老人	健康教育	回数	7	6	1	3	12	7	-	36	
		参加者数	79	95	10	64	212	116	-	576	
	地区組織 活動	回数	36	12	10	10	30	20	21	139	
		参加者数	475	223	157	225	552	283	395	2,310	
母子	行政主催 健康教育	回数	6	6	5	8	20	6	-	51	
		参加者数	108	148	143	92	358	122	-	971	
	地域主催 健康教育	回数	2	-	1	2	1	5	1	12	
		参加者数	22	-	17	33	35	22	11	140	
成人老人・母子回数合計			51	24	17	23	63	38	22	238	
成人老人・母子参加者数合計			684	466	327	414	1,157	543	406	3,997	

※「市民センター等」は各学区や地域での定例（月1回）の健康相談のこと。

※地区組織活動とは学区担当保健師が地区組織（民生委員児童委員連絡協議会、自治連合会、健康推進協議会など）の会合に出向き、地域で健康づくりの活動を効果的に推進していくための機会とするもの。